

65 歳以上の方へ 平成 22 年度 介護保険料のお知らせ

介護保険料は、40 歳以上の方全員に納めていただくもので、介護が必要となったとき、みんなで介護を支えるために納めるものです。安平町に納めていただく 65 歳以上の方の平成 22 年度の保険料についてお知らせします。なお、40 歳から 64 歳以上の方については、現在加入されている健康保険等の医療保険の保険料と併せて、介護保険料が徴収されますので、現在加入している健康保険組合等にお問い合わせください。



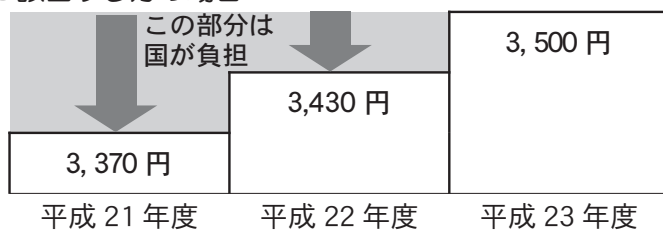
保険料の決め方

65 歳以上の方の保険料については、本人及び世帯の課税や所得の状況に応じて下表のとおり 6 段階に分かれています。

段 階	対 象 者	保険料 (月額)
第 1 段階	生活保護を受給している方 老齢福祉年金の受給者で世帯全員の市町村税非課税の方	1,710 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の方	1,710 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で第 2 段階に該当しない方	2,570 円
第 4 段階 (特例)	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	2,840 円
第 4 段階	本人が市町村民税課税で第 1・2・3 段階に該当しない方	3,430 円
第 5 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 2,000,000 円未満の方	4,280 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 2,000,000 円以上の方	5,140 円

※この保険料の段階に基づく平成 22 年度の保険料額は、6 月中旬（年金天引きの方は 10 月）に個別に通知します。

(例) 第 4 段階に該当する方の場合



※介護従事者の処遇改善のための介護報酬の改定に伴い、保険料は上昇しますが、その上昇分を国が負担しています。

保険料の納め方

特別徴収の方（年金から天引きされている方）→年金の支払い（年 6 回）の際にあらかじめ差し引かれます。

普通徴収の方→6 月中旬に安平町から送付される納付書で納めていただきます。